

平成26年5月20日

学校図書館議員連盟

会長 河村 建夫 様

全国連合小学校長会長

堀竹 充

## 学校図書館法の一部改正に係る検討について(要望)

日頃より、小学校教育の充実に向けてご尽力をいただいておりますことにお礼申し上げます。

また、学校図書館の一層の充実に向けて、学校図書館議員連盟が設立され、学校司書の配置の充実等のため、学校図書館法の一部改正に向けた活動を行っておられると伺いました。学校図書館は、小学校教育において、児童に確かな学力や豊かな感性を育むために重要なものであり、貴議員連盟の活動に心から敬意を表するところであります。

今後、法改正の検討にあたり、以下の点についてご配慮いただきますようお願い申し上げます。

### 記

#### 1 学校図書館担当職員（いわゆる学校司書）の配置の推進について

学校図書館は、児童の読書活動の中心となる読書機能だけではなく、各教科等での調べ学習を支える情報センター機能、そして、それらを調整し、児童だけではなく教員の教科指導等を支援する学習センター機能を持つことが求められています。現在、学校においては、司書教諭を中心に学校図書館の機能の充実を図っておりますが、十分でないところがあります。

また、小学校で全面実施されている学習指導要領では、各教科の学習指導において言語活動の充実を図り、児童に思考力・判断力・表現力の育成を図ることが求められています。そのためにも、学校図書館の充実は欠かせません。特に、校長のリーダーシップの下、司書教諭や担任と連携して、学校図書館の運営や児童への学習支援に携わることのできる、学校図書館担当職員（いわゆる学校司書）の配置を充実することは大変重要なことと考えます。

是非、このことを踏まえ、各小学校の実情に応じ、学校司書の配置が推進されますよう、学校図書館法の改正をお願いいたします。

#### 2 学校司書の資質能力の向上のために

学校図書館がもつ機能を充実させるためには、配置される学校司書の力が欠かせません。そして、学校司書に期待される役割・職務を発揮するためには、その資質能力の向上を図っていくことは重要なこととあります。学校においても、その力が発揮されるよう校内体制を整えて参りますが、行政における学校司書を対象とした研修の充実を計ることも重要と考えます。そのための必要な措置についても併せてご検討をいただきたい。